

1. パーマネンシー保障の考え方について

- ・都の計画においても、国の策定要領と同じパーマネンシー保障の考え方を採用してはいかかが
(①予防的支援による家庭維持、②里親又はファミリーホームでの代替養育、③困難な場合にはできるだけ短期間の施設入所、④代替養育の開始時点から家庭復帰を目指し、⑤困難な場合には親族等による養育や特別養子縁組を検討)

2. 新たな計画における理念・目標について

- ・今回計画においては、計画全体を貫く共通の考え方（家庭養育優先原則、パーマネンシー保障）をベースに3つの理念を掲げる方針とするのはいかかが
- ・また、計画の推進に当たって留意すべき視点として5つの視点を、理念実現に向けた取組方針として9つの目標を設定するのはいかかが

3. 代替養育を必要とする児童数の推計・里親委託率の案について

- ・今回計画においては、基本的には現行計画における推計・計算方法を踏襲し、実績を時点更新することで算出するのはいかかが
- ・家庭支援事業の取組等による家庭維持の見込み数等を、代替養育を必要とする児童数にどう推計するか

4. 子供へのヒアリング・アンケートの実施について

- ・対象施設は「里親・ファミリーホーム、児童養護施設」として、ヒアリングは里親委託児童は単独、ファミリーホーム・施設の入所児童は複数名のワークショップ型を基本とするのはいかかが
- ・アンケート・ヒアリングではどのような項目を聞いていくか